

種智院大学における研究活動に係る行動規範

平成19年11月1日
学長裁定

種智院大学（以下「本学」と言う。）は、建学の精神に基づき、その公共性及び社会性を自覚し、自律的な教育・研究機関として、研究活動の更なる発展のため、日本学術会議の声明「科学者の行動規範」及び「科学者の行動規範の自律的実現を目指して」（平成18年10月3日）に賛同し、これを遵守し実行するため、ここに本学における研究活動に係る行動規範を定める。

- 1 本学の教職員（以下「教職員」という。）は、本学の教育・研究活動が私立大学教育研究高度化推進補助金、科学研究費補助金等国民の税金を原資とする公的研究費や外部資金（以下「公的研究費等」という。）に支えられていることを踏まえ、研究の実施、研究費の使用に当たり、関係する法令、通知、公的研究費等の使用基準、本学の諸規則等を遵守しなければならない。
- 2 本学において公的研究費等の交付を受け研究を実施する者（以下「研究者」という。）は、研究活動及びその成果の発表において、捏造、改ざん、盗用等の不正行為を行ってはならない。また、研究データ、資料等の管理及び保存を適切に行い、研究環境を整備することにより、研究成果の信頼性を確保し、不正行為の発生を未然に防止することに努めねばならない。
- 3 研究者は、その研究活動において知りえた研究情報、個人情報等の守秘義務を厳守し、情報の保護に努めなければならない。
- 4 研究者は、その研究活動において、個人と組織、あるいは異なる組織間の利益相反の発生に十分に留意し、公共性に配慮しつつ適切に対応しなければならない。
- 5 研究者は、その研究活動において、個人の自由と人格を尊重し、その属性、思想信条等による差別を行ってはならない。また、研究上の立場を利用したハラスメントを行ってはならない。
- 6 教職員は、不正行為の防止に努めるとともに、不正行為が発生した場合、その是正に努めなければならない。また、不正行為が現に行なわれ、若しくは、行なわれたことを知った時、それを放置してはならず、適切な処理を行なわなければならない。